

陳情第139号	受理年月日	令和5年3月6日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	子供の歯科矯正における保険適用の拡大について	
要旨	<p>現在、私はSGA低身長症の娘を育てている。娘は、妊娠時から胎内で発育状況が悪く、2キログラム程度で出生した。</p> <p>そして、3歳児健診のときに低身長であると診断を受け、精密検査をしたところ、骨格の成長が1歳ほど遅れていた。必要な成長ホルモンは平均値のマイナス3.5SD、ホルモンの分泌量は平均値よりはるかに少ない12ミリであったため、SGA低身長症と診断された。成長ホルモン分泌不全性低身長症の6ミリ未満に該当しないものの、治療内容は変わらず、今日まで毎月の通院、毎日のホルモン注射を続けている。</p> <p>現在、娘は8歳となり、120センチまで成長した。そんな中、小学校の歯科検診でかみ合わせを指摘された。歯科医に相談すると、顎が平均より小さく、歯が入り切らないと説明され、保険適用外の治療を勧められた。娘は、乳歯の頃から歯が交差して生え、かみ合わせも悪く、このままでは永久歯にまで影響するとの説明を受けている。金額は、前期と後期で各50万円。100万円を超え、とても支払える金額ではない。</p> <p>また、歯並びに影響する疾患として、厚生労働大臣が定める59の疾患については保険適用が可能となっているが、SGA低身長症は、現在対象外となっているため、保険適用とならない。</p> <p>かみ合わせによる頭痛やそしゃく困難など、健康被害や虫歯のリスクも発生する。実際に、北九州市は小・中学生の虫歯のある割合は、全国1位であり、一部、美化を目的とした歯科矯正以外は、根本的な予防医療にもなるはずである。</p> <p>家庭の経済格差が、子供の健康・発育格差につながる現状を変えていただきたい。</p> <p>については、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	

- 1 厚生労働大臣が定める59疾患の対象外であっても、歯並びに影響する疾患が認められる場合は、保険適用の範囲を拡大して、市独自で保険適用すること。
- 2 子供の歯科矯正への保険適用の拡充について、早期に国が実現するよう、北九州市議会においても国へ意見書を提出すること。
- 3 北九州市内の子供の発育格差がないよう、学校の歯科検診で指摘されて歯科矯正が必要となった場合は、自己負担が軽減するよう、市独自で助成をすること。